

平成29年7月

各 位

京都北都信用金庫

特殊詐欺被害の未然防止のための  
ATM（キャッシュカード）お振込の一部利用制限について

京都北都信用金庫（理事長 森屋 松吉）は、京都府警察本部からの特殊詐欺被害の未然防止への取組要請を踏まえ、平成29年8月21日（月）から、下記のとおりATM（キャッシュカード）によるお振込を制限させていただきますのでお知らせいたします。

京都府をはじめ、全国的に振り込め詐欺が多発する中、キャッシュカードによる振込が不慣れな高齢のお客さまをATMに誘導して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」「振り込め詐欺」等が急増しています。

京都北都信用金庫では、これまでも地元警察や関係当局と連携して、金融犯罪の防止活動に取り組んでまいりましたが、一段と巧妙化する詐欺グループからお客さまの大切なご預金をお守りするため、京都府警察本部と連携して取り組むものでありますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さまの口座

70歳以上のお客さまの口座で、直近3年以上、ATMでの振込をされていない口座。

2. 制限内容

ATMでのキャッシュカードによる振込が出来なくなります。

3. 制限開始日

平成29年 8月21日（月）

4. その他

(1) キャッシュカードによる「預け入れ」や「引き出し」は従来どおり可能です。

(2) 対象となるお客さまで、キャッシュカードによる振込を希望される場合は、営業時間内に当金庫窓口へお申し出ください。所定の手続きにより対応させていただきます。

なお、お手続きの際には、本人確認書類・通帳・キャッシュカード・お届出印をご持参いただきますようお願い申し上げます。

以上